○経済産業省令第三十号

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、この省令を制定する。

平成十七年三月二十九日　経済産業大臣　中川　昭一

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第三項第五号中「第百九十五条第九項」を「第百九十五条第十一項」に改める。

第十一条第五項及び第十一条の四中「から様式第二十八まで」を「から様式第二十八の二まで」に改める。

第十三条の二第一項中「出願公開があつたときは、」を削り、「により当該出願公開がされた」を「により、」に改め、「出願公開がされた」を削る。

第二十三条中「から第四項まで」を「から第五項まで」に改め、同条第五項を第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願についての願書は、様式第二十八の二により作成しなければならない。

第二十七条の五の次に次の一条を加える。

（実用新案登録に基づく特許出願）

第二十七条の六　実用新案権者は、特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の際に、実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第二条の三の規定によりその実用新案権の放棄による登録の抹消を申請しなければならない。

第三十一条に次の二項を加える。

4　特許法第四十六条の二第一項の規定により実用新案登録に基づく特許出願をしようとする場合において、その実用新案登録について提出した証明書であつて第四条の三から第七条まで又は第八条第一項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

5　特許法第四十六条の二第一項の規定により実用新案登録に基づく特許出願をしようとする場合において、その実用新案登録の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

第三十一条の二第三項中「第七条第二項」の下に「又は第八条第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

4　特例法第三十九条の三の規定による同法第三十九条の二の調査報告の提示は、出願審査請求書に特例法施行規則第六十条の二第一号の調査報告番号を記載して行わなければならない。

第三十八条の十二第一項中「第十三条の二及び」を削る。

第五十条の八第一項に次のただし書を加える。

ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合において、記録上請求人の審判に関する費用についての負担の額が明らかなときは、この限りでない。

第六十九条第五項中「第七条第二項」の下に「又は第八条第二項」を加える。

様式第二十六の備考24中「第23条第5項」を「第23条第6項」に改める。

様式第二十八の次に次の様式を加える。

様式第28の2（第23条関係）

【書類名】　特許願
【整理番号】
【特記事項】　特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願
（【提出日】　平成　年　月　日）
【あて先】　特許庁長官　殿
【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】
【実用新案登録番号】
【登録日】
【出願番号】
【出願日】
（【国際特許分類】）
【発明者】
【住所又は居所】
【氏名】
【特許出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【納付金額】）
【提出物件の目録】
【物件名】　特許請求の範囲　1
【物件名】　明細書　1
【物件名】　（図面　1）
【物件名】　要約書　1

〔備考〕

1　【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】の欄の【実用新案登録番号】には「実用新案登録第○○○○○○号」、【登録日】には「平成何年何月何日」のように基礎とした実用新案登録の番号及び年月日を記載し、【出願番号】には「実願○○○○−○○○○○○」、【出願日】には「平成何年何月何日」のように基礎とした実用新案登録出願の番号及び年月日を記載する。

2　第31条第4項又は第5項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、【提出物件の目録】の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
【援用の表示】
【物件名】
【援用の表示】

3　その他は、様式第26の備考と同様とする。

様式第四十四中「【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】（【手数料の表示】）」を「【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】（【調査報告番号】）（【手数料の表示】）」に改め、同様式備考7を備考8とし、備考6の次に次のように加える。